



「外商投資法」と「安全生産法」 の最新動向解説及び2022年 法務トピックス共有

講師：北京市環球法律事務所 劉淑珺 (Liu Shujun)

北京 | 上海 | 深セン | 成都

2022年2月25日



中国首家律师事务所
The First Chinese Law Firm

www.glo.com.cn

劉淑珺

劉淑珺弁護士は、環球法律事務所日本業務チームの責任パートナーであり、コンプライアンスチームのパートナーでもあります。

劉弁護士は長年にわたり、中国に進出する日系企業及び日本に進出する中国企業の両方に対し、外商投資、M&A、データ、労働、外為法、国際貿易、紛争解決等の幅広いリーガルサービスを提供しているほか、主に独占禁止法及び不正競争防止法、コンプライアンス及び危機処理業務に注力しています。

劉淑珺弁護士の受賞歴:

- 2021年、LEGALBANDにおいて2021年度コンプライアンス業務ベスト15に選出
- 2021年、LEGALBANDにおいて2021年度中国女性弁護士ベスト15に選出
- 2020年、2021年連続でLEGALBANDにおいて独占禁止法及び競争法分野の特別推薦弁護士に選出
- 2020年、2021年、2022年連続でThe Legal 500 Asia-Pacificにおいても独占禁止法及び競争法分野の特別推薦弁護士に選出



執務資格:

中国弁護士資格

学歴:

中国人民大学、法学学士

北京大学、法学修士

東京大学、法学修士

メールアドレス:

liushujun@glo.com.cn

目次

CONTENTS

- 01 「外商投資法」の最新動向解説 04
- 02 「安全生産法」(2021年改正) 14
- 03 2022年法務トピックス 38

01

「外商投資法」の最新動向解説

「外商投資法」の最新動向解説

■ 外商投資法及び附属法令の概要

番号	法令	内容	施行日
1	「外商投資法」	中国の外商投資分野における現行の基本法	2020年1月1日
2	「外商投資法実施条例」	「外商投資法」の関連内容を詳細に規定	2020年1月1日
3	「外商投資法の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈」	「投資契約」の範囲、効力について明文化	2020年1月1日
4	「外商投資情報報告弁法」	情報報告制度における報告の種類(初期報告、変更報告、抹消報告及び年度報告)、報告主体、内容、方法、監督管理及び法的責任等について詳細に規定	2020年1月1日
5	「外商投資情報報告の関連事項に関する公告」	「外商投資情報報告弁法」の附属文書	2020年1月1日
6	「外商投資法の貫徹実施、外商投資企業の登記登録業務遂行に関する市場監督管理総局の通知」	外商投資企業の登記登録業務に関する具体的な要求を明確化	2020年1月1日
7	外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2021年版)、自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2021年版)(併せて、「2021年版ネガティブリスト」という)	外商投資企業が投資にあたり、禁止、又は制限する分野について規定(詳細は次のページを参照)	2022年1月1日

「外商投資法」の最新動向解説

■ 外商投資法及び附属法令の概要

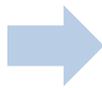
2021年版ネガティブリストの主な変更点

① 外商投資企業は外商投資にあたりネガティブリストに従わなければならないことが明文化



当該外商投資企業の外資比率を審査するだけでなく、それを直接又は間接的に支配する各階層の主体を含めた全体の外資比率が規制の対象となる。

② 投資禁止分野の事業を営む国内企業の国外上場への規制



ネガティブリストの投資禁止分野の事業を営む国内企業は、国外で株式を発行し、上場・取引するにあたり、国家関係主管機関の審査・同意を経なければならない。国外投資者は、企業の経営管理に参加してはならず、その持株比率は、国外投資者の国内証券投資管理の関連規定を参照し執行しなければならない。

③ さらなる市場開放へ



自動車の完成車製造、ラジオ・テレビ用機器製造の制限を廃止。市場調査は合弁会社に限られるとの制限を廃止し、社会調査は可能となる(自由貿易区)。詳細は次のページを参照。

「外商投資法」の最新動向解説

■ 外商投資法及び附属法令の概要

さらなる市場開放へ

分野		全国ネガティブリスト	自由貿易区ネガティブリスト
製造業	自動車製造	乗用車製造における外資比率の制限を撤廃。 同一外商企業による同類の完成車製品を生産する合弁企業設立への制限を撤廃。 (2020年版ネガティブリストでは、設立は2社までに制限されていた)。	
	ラジオ・テレビ用機器製造	外商投資による衛星テレビ放送の地上受信装置及び重要部品の生産への制限の撤廃。	
リース・ビジネスサービス業	市場調査・社会調査	—	市場調査について、ラジオ・テレビの聴取・視聴調査は中国側が支配権を持たなければならないことを除き、合弁を要求しない。 社会調査について、外商投資を認めるが、中国側の持株比率は67%以上、法定代表者は中国国籍を有さなければならない。

「外商投資法」の最新動向解説

■ 外商投資法及び附属法令の概要

海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)

VS

全国ネガティブリスト(2021年版)

自由貿易区ネガティブリスト(2021年版)

?

廃止されるのか否かについては明文していない(2020年版自由貿易区ネガティブリストはすでに廃止)



自由貿易区ネガティブリスト(2021年版)では、レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査・採掘・選鉱分野は外商投資が禁止されているが、海南自由貿易港ネガティブリスト(2020年版)では制限されていない等、異なる点が多い。

注目点

海南自由貿易港では、そのほかの自由貿易区とは異なる外商投資参入ネガティブリストが適用されるのか否かについて注意を払うのが望ましい。また、実務上の適用要件についても着目することが肝要であると思われる。

「外商投資法」の最新動向解説

■ コーポレートガバナンス構造の調整

事項	外商投資法施行前(中外合弁経営企業)	外商投資法施行後(有限責任会社)
董事の選出及び董事会の職権	<ul style="list-style-type: none">各合弁当事者が任命・派遣任期:4年(再任可)中国側又は外国側の合弁当事者の一方が董事長を務める場合、他方が副董事長を務める董事会は、合弁企業の定款の規定に従い、一切の重要事項を検討及び決定する(企業発展計画、生産経営活動案、収支予算等)	<ul style="list-style-type: none">董事会を設置しないことができる株主会が選任・更迭を決定任期:一期は3年を超えてはならない(再任可)董事会には董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができ、董事長、副董事長の選任方法は会社定款により定める董事会は、株主会会議の招集、株主会への業務報告、株主会決議の実行、会社の経営計画及び投資案の決定等の権限を行使する
最高意思決定機関	董事会	株主会
重大事項の決議	董事会会議に出席した董事の 全員一致 によって決議	3分の2以上 の議決権を有する出資者によって採択

「外商投資法」の最新動向解説

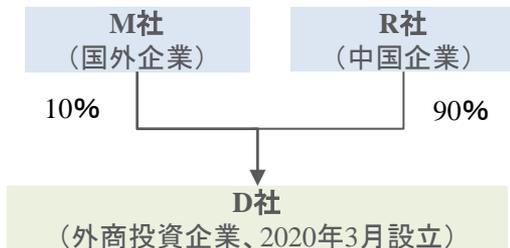
■ コーポレートガバナンス構造の調整

事項	外商投資法施行前(中外合弁経営企業)	外商投資法施行後(有限責任会社)
法定代表人	董事長	董事長、執行董事又は總經理が就任
總經理、副總經理	正副總經理(又は正副工場長)は各合弁当事者が分担して務める	董事会が任命
持分譲渡	合弁当事者の一方は、その持分を第三者に譲渡する場合、他の合弁当事者の同意を得なければならない。他の合弁当事者は優先買取権を有する	出資者が出資者以外の者に持分を譲渡する場合は、 他の出資者の過半数の同意を得なければならない 。他の出資者は優先買取権を有する
利益配当	合弁の各当事者は、登録資本金の比率に応じて利益の配当を受ける。	有限責任会社の出資者は、実際に払込んだ出資金の比率に従って利益を配当する。但し、 全ての出資者が出資比率によって利益の配当を行わないことを約定している場合はこの限りでない

「外商投資法」の最新動向解説

■ コーポレートガバナンス構造の調整

猶予期間における訴訟



事件背景:

M社・R社間合弁契約(2014年12月締結)及びD社の定款において、「D社は董事会を設置し、董事会をD社の最高意思決定機関とする」ことが取決められた。

「外商投資法」施行後、R社は同法に則り、D社の株主会を招集し、90%の議決権を持つ株主の賛同により、定款変更の決議が行われた。定款変更により董事会の決定権限は小さくなり、会社の董事の選任についても、変更した定款の規定に従わなければならない。

M社は、D社を相手取り、株主会決議の取消を求める訴訟を提起した。

裁判所の見解:

猶予期間において、**既存の外商投資企業**が、法律(会社法、パートナーシップ企業法等)の規定に従い、その組織形態、組織構造等を変更するにあたり、外商投資法等を法的根拠とするのではなく、関連法律規定に合致する企業の意思決定機関が、原合弁契約又は定款の規定により、決議(定款変更等)を行わなければならない。

2020年3月に成立したD社株主会決議事項は、**株主会の権限範囲外であり**、原定款により董事会が決定すべき事項である。そのため、D社が2020年3月に成立した株主会決議は、原定款に違反するものであり、M社の取消請求事由は、事実及び法的根拠に則っており、M社の主張は認められる。

「外商投資法」の最新動向解説

■ 猶予期間及び法的責任

- 猶予期間:5年

外資三法に基づき設立された外商投資企業は、外商投資法施行後**5年以内**においては、従来の企業組織形態等を維持することができる。

- 手続を行わない場合:

2025年1月1日までに、法により変更手続を行わなかった企業については、企業登記機関での、その他の登記事項の手続は認められない。また、関連状況を**企業情報公示システム**上で公示される可能性がある。



「外商投資法」の最新動向解説

■ 実務動向

積立金の義務の猶予期間における利益配当

- **三資企業法時代：**

「三資企業」は三項基金（準備基金、従業員奨励福利基金、企業発展基金）の積立を義務付けられていた。

- **外商投資法時代：**

外商投資企業の組織形態、機関構成及びその活動準則に会社法等の規定が適用されることとなったため、法定積立金及び任意積立金を積み立てなければならなくなった。但し、機関構成の調整と同様、5年の猶予期間が設けられている。



積立金の義務の猶予期間において、どのように利益配当を行うか？

02

「安全生產法」(2021年改正)

「安全生産法」(2021年改正)

■ 改正過程



- **大規模な改正**: 42か条もの条項の規定が新設・改正された(3分の1以上のボリュームを占める)
- **コンプライアンスを重要視**: 企業のコンプライアンスに関連する新設の規定が多い

「安全生産法」(2021年改正)

■ 主要責任者=安全生産第一責任者

第5条

生産経営単位の主要責任者は、当該単位の安全生産第一責任者であり、当該単位の安全生産業務に対して全面的な責任を負う。その他の責任者は、職責の範囲内の安全生産業務に対して責任を負う。

「安全生産第一責任者」という用語の登場—「**主要責任者**」が担うべき責任を強調:

生産経営単位は、その他の責任者を設置し、主要責任者が責任を負う安全生産業務を分担・サポートさせることはできるが、それにより、当該単位の安全生産業務に係る主要責任者の全面的な責任が軽減又は免除されるわけではない。



* 「単位」とは、中国における企業、機構、組織、政府機関、団体等の総称である。「単位」は、「事業者」と日本語訳されることもあるが、中国の日系企業の間で既に一般化されている単語であるため、本資料においても中国語表記をそのまま用いる。

「安全生産法」(2021年改正)

■ 主要責任者=安全生産第一責任者



安全生産第一責任者(主要責任者)

法定代表者、実質的支配者、投資者及び「当該単位の生産経営における実質的な最高管理権限を有する人員」等

*実務上、「安全生産第一責任者」(主要責任者)の認定については、企業の経営及び安全生産管理における実情を踏まえて各々判断すべきである。

出典

①「安全生産分野の改革・発展の推進に関する中国共産党中央委員会・国務院の意見」(2016年12月18日公布)第(六)条

②「深セン市生産経営単位安全生産主体责任規定」(深セン市人民政府令第308号2018年7月1日施行)第50条

「安全生産法」(2021年改正)

■ 安全生産責任制→全員安全生産責任制

第22条

生産経営単位の**全員安全生産責任制**は、各職務の責任者、責任範囲及び審査・評価基準等の内容を明確にしなければならない。

生産経営単位は、相応のメカニズムを確立し、**全員安全生産責任制**の実施状況に対する監督・審査・評価を強化し、**全員安全生産責任制**の実施を保証しなければならない。



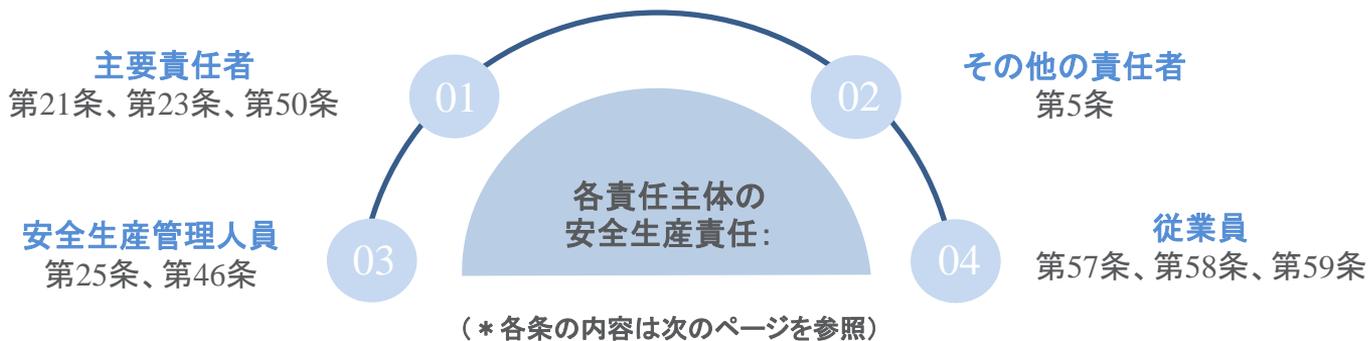
全員安全生産責任制：生産経営単位におけるすべての部門・部署、職務、従業員は、誰もが安全生産に関心を持ち、安全生産レベルの向上を目指すことを目的とする

「安全生産法」(2021年改正)

■ 安全生産責任制→全員安全生産責任制

生産経営単位の義務:

- 職務の性質、特徴及び具体的な業務・作業内容に基づき、**全員の各種安全生産責任の範囲及び内容**を明確化する。
- 全員安全生産責任の**審査・評価基準**及び**賞罰規程**を明確に示す。



「安全生産法」(2021年改正)

■ 安全生産責任制→全員安全生産責任制

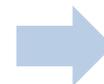
主要責任者の安全生産責任

- 全員安全生産責任制の確立・整備・実施、安全生産標準化建設の強化
- 安全生産に係る規則・制度、操作規程、教育及び研修プランの制定の手配・実施
- 安全生産のために投入した資源の有効的な活用の保証
- 安全リスク等級分け管理及び潜在的な問題の点検・対処の二重予防業務メカニズムの確立の手配・実施、安全生産業務の督促・検査
- 生産安全事故応急救援マニュアルの制定の手配・実施
- 生産安全事故について、遅滞なく、事実のとおり報告する



第21条

- 安全生産条件に必要とする資金の投入の保証



第23条

- (生産安全事故が発生した場合)緊急処置の手配、事故調査処理期間中の責務を果たす



第50条

「安全生産法」(2021年改正)

■ 安全生産責任制→全員安全生産責任制

安全生産管理人員の安全生産責任

- **安全生産規則・制度**、**操作規程**及び**生産安全事故応急救援マニュアル**の**制定の手配・参加**
- **安全生産**に係る**教育及び研修**の手配・参加、その**状況の記録**
- **危険源の識別及び評価**の**展開**の手配、**重大な危険源の安全管理措置**の**実施の督促**
- **応急救援演習**の手配・参加
- **安全生産状況**の**検査**、**生産安全事故**に係る**潜在的な問題の点検**、**安全生産管理**の**改善案の提出**
- **危険な作業**を規則に反して**指揮、命令**することや、**操作規程に違反する行為の制止・是正**
- **安全生産**に係る**改善・改革措置**の**実施の督促**



第25条

- **安全生産状況**に対する**経常的な検査**。検査中に**発見した安全問題**についての**処理**



第46条

「安全生産法」(2021年改正)

■ 安全生産責任制→全員安全生産責任制

その他の責任者の安全生産責任

- **職責範囲内**の安全生産業務に対する責任



第5条

従業員の安全生産責任

- 職務の安全責任の実施、安全生産規則・制度及び操作規程の遵守、労働防護用品の正確な装着・使用
- 安全生産に係る教育及び研修への参加、必要とする安全生産に係る知識の掌握、事故予防及び応急処理能力の増強
- 事故に係る潜在的な問題を発見後、直ちに報告



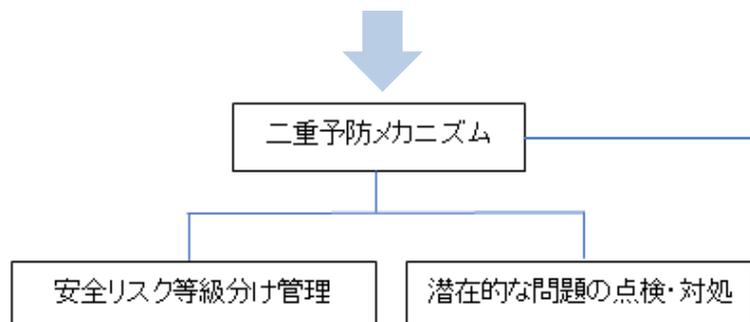
第57、58、59条

■ 安全リスク等級分け管理及び潜在的な問題の点検・対処の二重予防メカニズム



二重予防メカニズムの確立(第41条)

- 生産経営単位は「安全リスク等級分け管理及び潜在的な問題の点検・対処の二重予防メカニズム」を確立しなければならない。また、従来の制度に加えて、「安全リスク等級分け管理」についても実施しなければならない。



- 安全リスクの識別、等級の評定、有効な制御
- 安全リスク公告による注意喚起・警告
- 潜在的な問題を点検・対処する体系の確立・整備

「重大特大事故制止業務ガイドラインの実施、二重予防メカニズムの構築に関する国務院安全委員会弁公室の意見」(安委弁[2016]11号。2016年10月11日公布。http://www.gov.cn/xinwen/2016-10/11/content_5117487.htm)第2条参照。

「安全生産法」(2021年改正)

■ 高リスク業種・分野の強制保険制度

関連条文

第51条第2項

国は、生産経営単位が安全生産責任保険に加入することを奨励する。国が定める高リスク業種、分野に該当する生産経営単位は、安全生産責任保険に加入しなければならない。具体的な範囲及び実施の規則は、国務院応急管理機関が国務院財政機関、国務院保険監督管理部署及び関係業種主管機関と共同で制定する。

第109条

高リスク業種、分野の生産経営単位が国の規定とおりに安全生産責任保険に加入していない場合、所定期限内における改正を命じ、5万人民元以上10万人民元以下の過料を科する。期限を徒過しても是正されない場合、10万人民元以上20万人民元以下の過料を科する。



高リスク業種・分野とは？

炭鉱、非石炭鉱山、危険化学
品、花火爆竹、交通運輸、建築
施工、民用爆発物品、金属製
錬、漁業生産等

——「安全生産責任保険実施弁法」
第6条、「安全生産分野の改革・発展
の推進に関する中国共産党中央委
員会・国務院の意見」第29条により

「安全生産法」(2021年改正)

■ 高リスク業種・分野の強制保険制度

安全生産責任保険の保障範囲

- その単位の従業員、第三者の人員の死傷及び財産損失、救援救護・事故鑑定・訴訟等の関連費用。(『中華人民共和国安全生産法解釈』(中国法治出版社、2021年6月第1版)。168-169ページ参照)
- 工傷保険(労災保険)と安全生産責任保険の保障範囲は、重複・交差しているが、「安全生産責任保険実施弁法」第3条には、安全生産責任保険の補償について、「保険に加入している生産経営単位の従業員(派遣労働者を含む)の工傷保険損害賠償請求権に影響を与えない」と定めている。



「安全生産法」(2021年改正)

■ 安全生産に係る公益訴訟

安全生産に係る公益訴訟制度の新設(第74条第2項)

- 安全生産に係る違法行為により重大事故に係る潜在的な問題を生じさせ、又は重大事故をまねき、国の利益又は社会公共利益が侵害を受けた場合、**人民検察院は**、民事訴訟法、行政訴訟法の関連規定に基づき、**公益訴訟を提起することができる。**



注意点

企業は、公開されている典型事例を踏まえ、公益訴訟制度の実施動向に注目し、安全生産管理活動の改善を推し進めていくのが望ましい。

「安全生産法」(2021年改正)

■ 過料額が100%、1億人民元まで引上げ

主要責任者:過料の上限が年間売上高の100%に引上げ(第95条)

- 生産経営単位の主要責任者が、安全生産管理の職責を履行せず、生産安全事故の発生をまねいた場合、応急管理機関がその主要責任者に科す過料について、年間売上高の30~80%から、**40%~100%**に引上げられた。

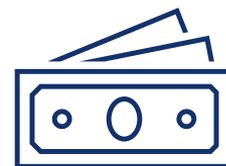
一般的な事故の発生 30%→ 40%	比較的大きな事故の発生 40%→ 60%
主要責任者	
重大事故の発生 60%→ 80%	特別重大な事故の発生 80%→ 100%

「安全生産法」(2021年改正)

■ 過料額が100%、1億人民元まで引上げ

安全生産管理の職責を履行しなかった個人に対する罰則(第96条)

- 対象:安全生産管理の職責を履行していない安全生産管理人員及びその他の責任者
- 処罰措置:
 - ① 所定期限内における是正を命じ、1万人民元以上3万人民元以下の過料を科する。
 - ② 生産安全事故の発生をまねいた場合、安全生産に関連する許認可を一時停止し、又は取消し、前年度の売上高の20%以上50%以下の過料を併科する。
 - ③ 犯罪を構成する場合、刑事責任を追及する。



「安全生産法」(2021年改正)

■ 過料額が100%、1億人民元まで引上げ

生産経営単位:過料の最高額が1億人民元に(第114条)

- 応急管理機関が、生産安全事故の責任を負う生産経営単位に科す過料の額について、旧法(2014年改正)に定める過料額から**全体的に**引上げている。

一般的な事故の発生 20万-50万→ <u>30万-100万</u>	比較的大きな事故の発生 50万-100万→ <u>100万-200万</u>
生産経営単位	
重大事故の発生 100万-500万→ <u>200万-1,000万</u>	特別重大な事故の発生 500万-1,000万→ <u>1,000万-2,000万</u>

情状が特に重大で、特に劣悪な影響を与えた状況:

左記の過料額の2倍以上5倍以下。最高額が1億人民元となるおそれがある。

「安全生産法」(2021年改正)

■ 按日連続処罰制度

按日連続処罰制度が新設(第112条)

- 生産経営単位が本法の規定に違反し、改正を命ぜられ、かつ、過料の処罰を受け、是正しない場合、安全生産監督管理の職責を負う機関は、是正を命じた日の次の日から、もとの処罰の額に基づき、按日連続処罰を行う。これにより、生産経営単位のペナルティコストがさらに高まったことになる。
- **按日連続処罰制度:1日分の過料額×是正が確認される日まで毎日加算される制度**

適用要件

- ① 生産経営単位が本法の規定に違反したこと
- ② 過料の処罰を受けたこと
- ③ 是正を命じられたにも関わらず、是正しない状況が存在すること

「安全生産法」(2021年改正)

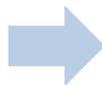


■ 閉鎖、職業上の禁止、情報通報及び聯合懲戒

過料額の引上げ、按日連続処罰に係る規定の新設のほか、**閉鎖、職業上の禁止、情報通報及び聯合懲戒等の措置を講じることが定められている。**

閉鎖、関連許認可の取消し

- **重大事故に係る潜在的な問題が存在し、180日以内に3回、又は1年以内に4回、行政処罰を受けた場合**
- 生産停止・営業停止・改善命令を経ても依然として法律、行政法規及び国家標準又は業界標準が定める安全生産条件を具備しない場合
- **法律、行政法規及び国家標準又は業界標準に定める安全生産条件を具備せず、重大な、特別重大な生産安全事故をまねいた場合**
- **安全生産監督管理の職責を負う機関が決定した生産停止・営業停止・改善命令を執行しない場合**



第113条

「安全生産法」(2021年改正)

■ 閉鎖、職業上の禁止、情報通報及び聯合懲戒

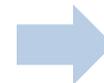
職業上の禁止

- 生産経営単位の主要責任者が安全生産管理の職責を履行せず、刑事処罰又は解任処分を受けた場合、刑罰の執行が完了した、又は処分を受けた日から5年以内は、いかなる生産経営単位においても、主要責任者となってはならない。重大な、特別重大な生産安全事故に対し責任を負う場合、終身、当該業種の生産経営単位の主要責任者となってはならない。



第94条

- 生産経営単位に第113条に定める状況がある場合、その主要責任者は、5年以内は、いかなる生産経営単位においても、主要責任者となってはならない。情状が重大な場合、終身、当該業種の生産経営単位の主要責任者となってはならない。



113条

- 安全評価、認証、試験、検査の職責を担う機構が事実と合致しない報告書を交付した場合や、許認可の貸与、名義貸し、虚偽の報告書の交付を行った場合には、当該機構及びその直接責任者は、5年以内は、安全評価、認証、試験、検査等の業務に従事してはならない。情状が重大な場合、終身、同業種及び職業に従事することを禁止する。



第92条

「安全生産法」(2021年改正)

■ 閉鎖、職業上の禁止、情報通報及び聯合懲戒

情報通報

- 安全生産に係る違法行為の情報データベースを構築する。
- 違法行為の情状が重大な生産経営単位及びその関連従業員について、遅滞なく社会に公告し、かつ、業界主管機関、投資主管機関、自然資源主管機関、生態環境主管機関、証券監督管理部署及び関連金融機関に通報しなければならない。
- 生産経営単位に対し処罰決定を行った後、7営業日以内に、監督管理機関の公示システムにおいて、公開・公表する。
- 関係機関及び部署は、信用失墜行為が存在する生産経営単位及びその関連従業員に対し、法執行検査の回数を増やす、案件審査の一時停止、関連保険レートの引上げ、業種又は職業への従事の禁止等の聯合懲戒措置を講じ、かつ、社会に公示しなければならない。



第78条

「安全生産法」(2021年改正)

■ 閉鎖、職業上の禁止、情報通報及び聯合懲戒

聯合懲戒

信用失墜行為が存在する生産経営単位及びその関連従業員に対する聯合懲戒措置を講じる規定の新設

- 法執行検査の回数を増やす
- プロジェクト認可の審査を一時停止する
- 関連保険料率を上げる
- 同じ業種又は職業への従事を禁止する



第78条

「安全生産法」(2021年改正)

■ 法執行の動向

「安全生産法」(2021年改正)を広く認知・浸透させるため、上海市、天津市、山西省、遼寧省、甘肅省、貴州省等の複数の地域では、**メディアによる告知・啓発、研修会の開催**等の方法により、その円滑が施行が実現できるよう推進している。
(出所:中国安全生産網。<http://www.aqsc.cn/news/202109/01/c148573.html>)

また、「安全生産法」の改正に伴い、地方レベルの関連法令・文書についても改正が行われている。上海市は、2021年12月1日、**改正「上海市安全生産条例」**を公布し、河南省は、2021年12月30日に「**河南省应急管理庁による『安全生産法』に関連する行政処罰裁量の実施基準(2021年版)**」を発表した。このほか、北京市、山西省も、自地域の安全生産条例の改正を行っている。



「安全生産法」(2021年改正)

■ 処罰事例

事例1: 江蘇省無錫市の某機械製造会社への処罰(2021年9月1日)

江蘇省無錫市应急管理
総合法執行監督支隊



処罰根拠:「安全生産法」第94条1項、第97条7項、第99条2項に違反

処罰:

会社: 13.42万人民币元、所定期限内における改善
主要責任者(個人): 2.54万人民币元

江蘇省無錫市の某機械
製造会社



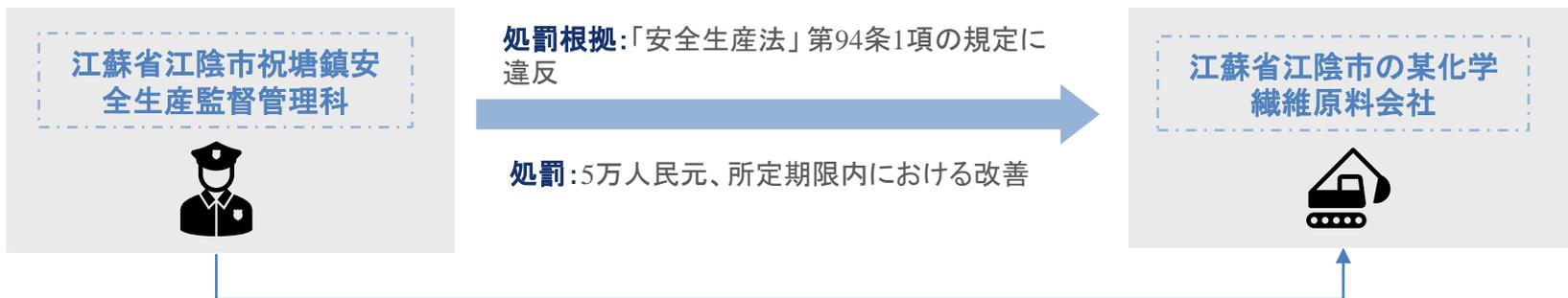
処罰理由

- 従業員が特種作業操作証を取得していない
- 関連する警報装置を作業場に設置していない
- 主要責任者が全員安全生産責任制を構築していない等

「安全生産法」(2021年改正)

■ 処罰事例

事例2: 江蘇省江陰市祝塘鎮の某化学纖維原料会社への処罰(2021年9月3日)



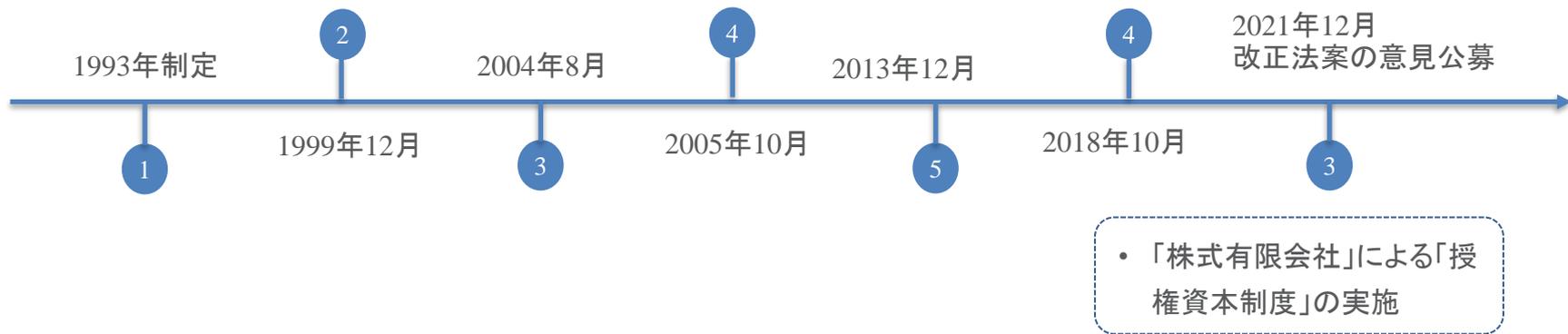
- 会社の主要責任者が全員安全生産責任制を構築していない
- 安全生産に係る規則・制度、操作規程、教育及び研修プランの制定、並びに生産安全事故緊急対応策等の手配・実施を行っていない等

03

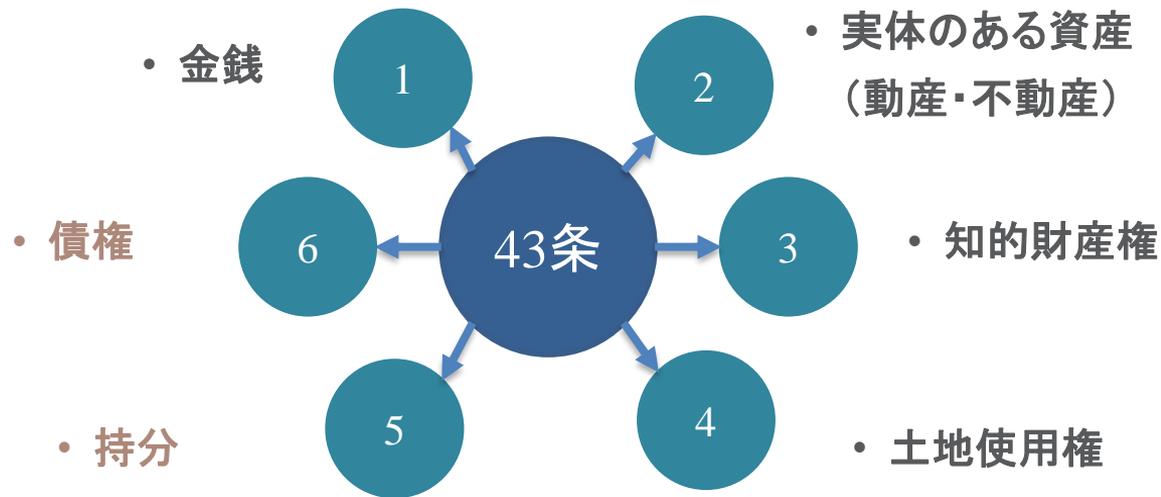
2022年法務トピックス

「会社法(改正草案)」

■ 資本制度の変遷

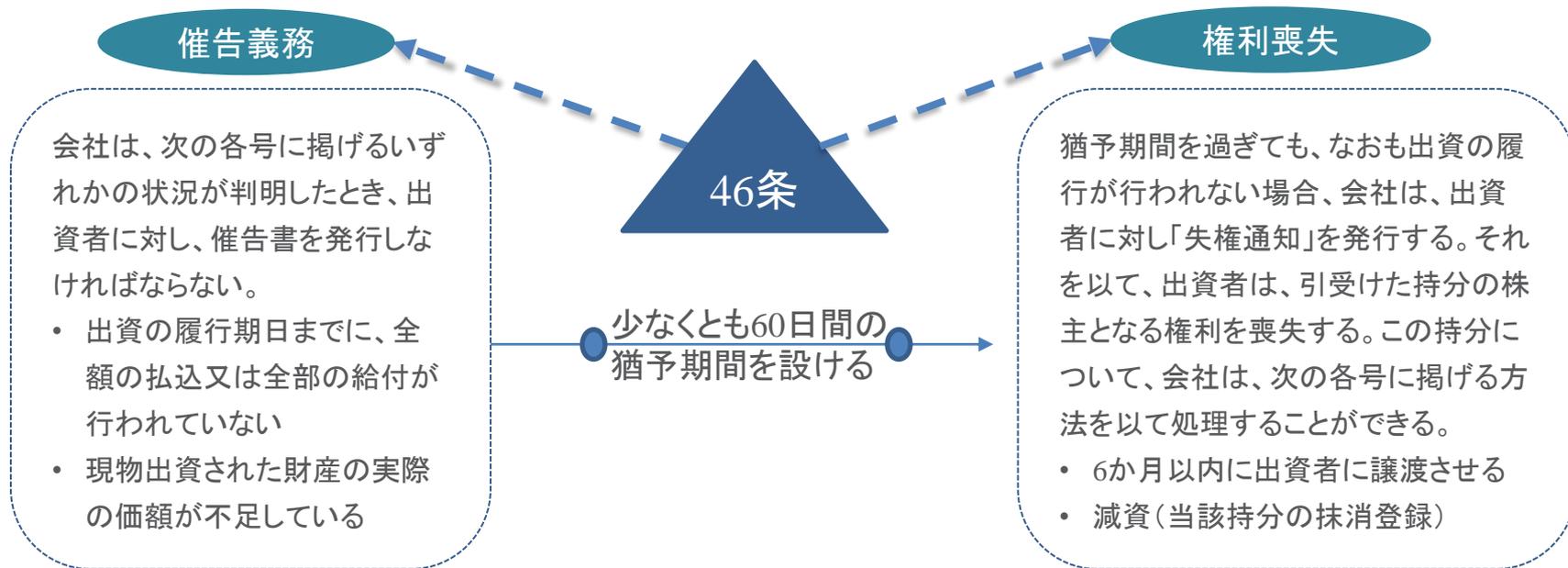


◆ 出資方法

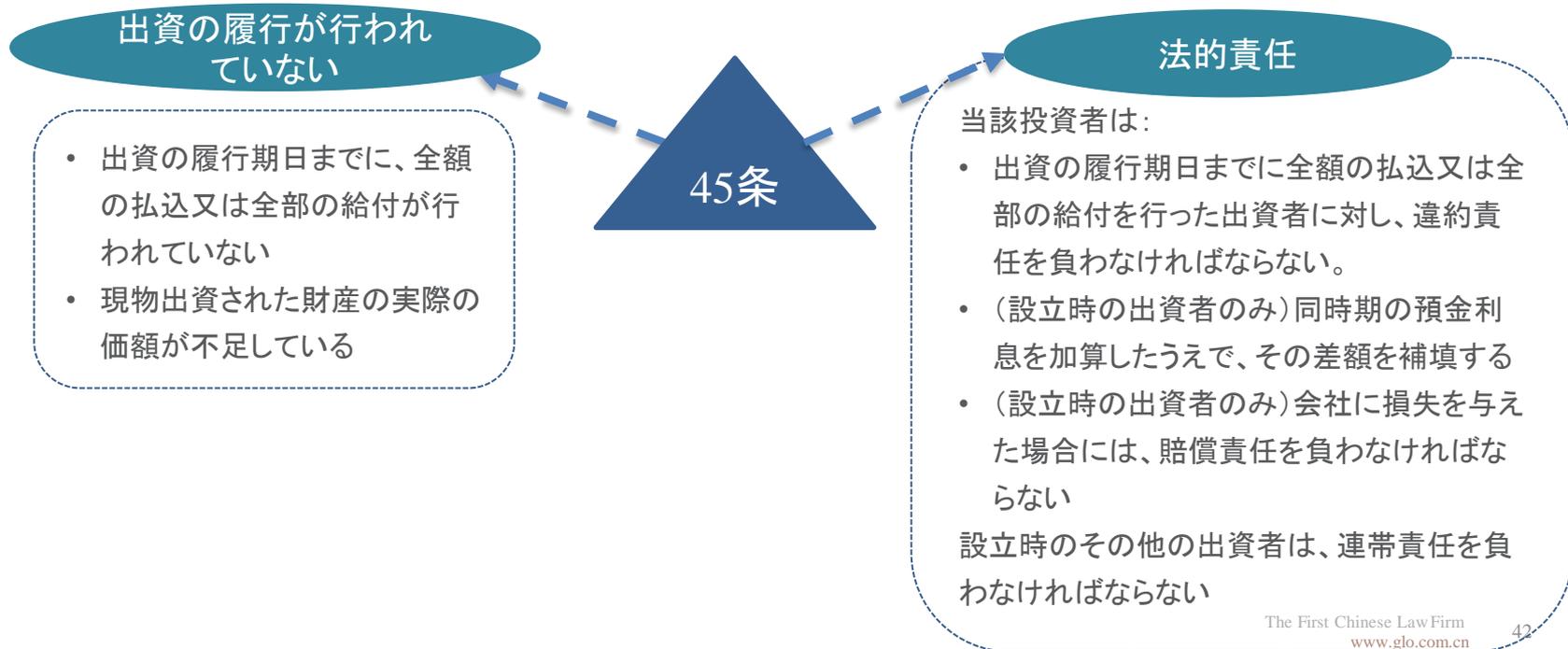


- 「持分出資登記管理弁法」(2009年施行、2014年廃止)「会社登録資本登記管理規定」(2014年施行)などの法規定では、持分及び債権による出資が認められている

■ 出資の履行に対する会社の催告義務及び株主となる権利の喪失



■ 出資の履行を行わないことによる法的責任



■ 出資の履行期日の前倒し

2021年版意見募集稿

第48条

会社が弁済期が到来している債務を履行することができず、かつ、明らかに弁済能力に欠ける場合、会社又は債権者は、株式を引受けたが出資の履行期日が到来していない出資者に対し、出資の履行期日を早めることを要求する権利を有する。

■ 有限責任会社の設立における出資者の責任

2021年版意見募集稿

第39条

有限責任会社設立時の出資者が、会社設立のために従事した活動について、会社が、その法的な結果責任を負う。会社が成立していない場合、会社設立時の出資者が、その法的な結果責任を負う。設立時の出資者が2人以上の場合、連帯債権を有し、連帯債務を負う。

設立時の投資者が、会社設立の職責を履行したことにより、他人に損害を与えた場合、会社又は過失のない投資者は、賠償責任を果たした後、過失のある出資者に対し求償することができる。

設立時の投資者が、会社設立のために自らの名義を以て活動に従事し、発生した責任について、第三者は、会社又は会社設立時の投資者に対し、その責任を追及する権利を有する。

■ 有限責任会社: 譲渡持分の優先買取権

その他の出資者の過半数の同意が必要

過半数の同意が得られない場合、同意しない出資者が、その持分を買取らなければならない。買取らない場合には、譲渡に同意したと見なされる

持分を譲渡する株主は、その持分譲渡事項について、その他の出資者に書面にて通知し、同意を得なければならない

その他の出資者は、同等の条件において、優先買取権を有する

30日以内に回答をしなかった場合、優先買取権を放棄したと見なされる

■ 出資の履行が行われていない/瑕疵のある出資の履行における持分譲渡の両当事者の責任

2021年版意見募集稿

第89条

出資者が、引受けたが出資の履行期日が到来していない持分を譲渡する場合、譲受人が、その出資の義務を負い、払込・給付を行う。

出資者が出資の履行期日までに全額の払込又は全部の給付を行っていない、又は現物出資の財産の実際の価額が著明に不足している持分の譲渡において、譲受人は、その状況を知った又は知るべきであった場合、不足する範囲内において、当該投資者と連帯責任を負う。

「会社法(改正草案)」

■ 会社の組織機構

◆ 董事会の設置

① 董事会:

- 3名から13名で構成(規模の小さい会社は、執行董事1名を置けばよい)

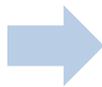


① 董事会:

- 3名以上で構成(規模の小さい会社は、董事1名又はマネージャーを置けばよい)

② 職工董事:

2つ以上の国有企業、又は、2つ以上のその他の国有投資主体により設立された有限責任会社の董事会には、「職工董事」を置かなければならない



② 職工董事:

職工(従業員)の人数が300人以上の有限責任会社は、その董事会の構成員中、会社の「職工代表」を置かなければならない

③ 新設



- ③ 有限責任会社の董事会は、会社の財務、会計の監督の責任を負う監査委員会を置くことができる。監査委員会を設置する場合は、監事会又は監事を置かなくてもよい

「会社法(改正草案)」

■ 会社の組織機構

◆ 董事会の職能、決議方法

2021年意見募集稿

第62条 有限責任公司は、董事会を設置する。董事会は、会社の執行機関であり、本法及び定款に定める、株主会に帰属する職権以外の職権を行使する。

第66条 株主会は、董事の解任を決議することができる。正当な理由なく、任期が満了する前に董事を解任する場合、当該董事は、会社に対し、補償を与えることを要求することができる。

第68条 董事会の議事方法及び議決手続は、本法に定めがあるものを除き、定款が定める。

董事会会議は、過半数の董事の出席により開催することができる。董事会が決議を行う場合、全体の董事の過半数の賛成を得なければならない。

董事会決議の議決権は、一人一票としなければならない。

董事会は、全ての議事事項の決定について、議事録を作成しなければならない。会議に出席した董事は、議事録に署名をしなければならない。

「会社法(改正草案)」

■ 会社の組織機構

◆ 法定代表者

2021年意見募集稿

第11条 法定代表者が会社の名義を以て従事した民事活動について、会社が、その法的な結果責任を負う。定款又は株主会による、法定代表者の職権の制限は、善意の相対者を対抗してはならない。法定代表者が、職務を執行することにより他人に損害を与えた場合、会社が民事責任を負う。会社が民事責任を果たした後、法律又は定款の規定に従い、過失のある法定代表者に対し、求償することができる。

◆ 一人会社

2021年版意見募集稿

第37条第2項 一人の自然人の株主又は一人の法人株主が設立した有限責任会社は、一人有限責任会社とする。

データ三法とデータコンプライアンス

法律:「サイバーセキュリティ法」(2016年11月7日公布、2017年6月1日施行)「データセキュリティ法」(2021年6月10日公布、2021年9月1日施行)、「**個人情報保護法**」(2021年8月20日公布、2021年11月1日施行)

行政法規:「**重要情報インフラ安全保護条例**」(2021年7月30日公布、2021年9月1日施行)、「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」(2021年11月14日公表)

機関規則:「**自動車データセキュリティ管理若干規定(試行)**」(2021年8月16日公布、2021年10月1日施行)「サイバーセキュリティ等級保護条例(意見募集稿)」「**サイバーセキュリティ審査弁法**」(2021年12月28日公布、2022年2月15日施行)、「データ国外移転安全評価弁法(意見募集稿)」(2021年10月29日公表)

地方法令:「上海市データ条例」(2022年1月1日施行)、「深セン市経済特区データ条例」(2022年1月1日施行)

司法解释:「公民個人情報侵害刑事事件の取扱いにおける法適用に係る若干の問題に関する解釈」(2017年6月1日施行)、「情報ネットワークの不法利用による情報ネットワーク犯罪活動の支援などの刑事事件の法適用に関わる若干の問題に関する解釈」(2019年11月1日施行)、「**情報ネットワーク利用による人身権益侵害民事紛争事件の審理における法適用に係る若干の問題に関する規定**」(2021年1月1日施行)

国家標準:「GB/T 39335-2020 情報安全技術 個人情報安全影響評価ガイドライン」(2021年6月1日施行)、「**GB/T35273-2020 情報安全技術 個人情報安全規範**」(2020年10月1日施行)、「情報安全技術 重要データ識別ガイドライン(意見募集稿)」(2022年1月13日公表)

独占禁止法の意見募集稿、環境保護コンプライアンス

■ 独占禁止法の意見募集稿



■ 環境保護コンプライアンス

企業環境情報適法開示管理弁法(2022年2月8日施行)

危険廃棄物移転管理弁法(2022年1月1日施行)

危険廃棄物除外管理リスト(2021年12月2日施行)

出版物

- 当事務所では、日系企業様向けの日本語ニュースレター「**環球中国法速報**」を発行しております。外商投資、不正競争防止、輸出管理、環境保護、データコンプライアンス等の分野において、たくさんの解説や記事を作成いたしました。
- 2020年3月、当事務所は中国における新たな外商投資環境について体系的に解説を行った「**外商投資監督管理新時代実務ガイド**」(日本語版)を発行いたしました。また、本ガイドは、中国語版と英語版も作成されています。

- 2022年1月、当事務所は「**中国データ関連法制度が成熟に向かう2022年——規制動向のまとめ及び今後の動向の予測**」を発表し、各方面よりご好評をいただきました。また、本レポートは、中国語版と英語版も作成されています。

ご興味ございましたら、GLO-JP-Newsletter@glo.com.cnまでご連絡いただくか、又は、右のQRコードからお申込みください。



ご清聴ありがとうございました!

北京オフィス

北京市朝陽区建国路81号
華貿中心1号写字楼15階&20階
電話番号 (86 10) 6584 6688



上海オフィス

上海市淮海中路999号
環貿広場弁公楼一期35階&36階
電話番号 (86 21) 2310 8288



深センオフィス

深セン市南山区深南大道9668号
華潤置地大厦B座27階
電話番号 (86 755) 8388 5988



成都オフィス

成都市高新区天府大道北段966号
天府国際金融中心11号楼3701
電話番号(86 28)8605 9898



著作権等について. 本資料に掲載した内容の著作権等の権利は全て環球法律事務所に帰属します。いかなる目的であれ、無断での転載、複製等の行為はご遠慮ください。

免責. 本資料は、関連問題に対する環球法律事務所の見解を代表するものではありません。本資料に掲載した内容の全て又は一部の内容に基づき何らかの決定を行い、その結果何らかの損害が発生したとしても、環球法律事務所はかかる損害について一切の責任を負いません。法律その他の専門的なアドバイスが必要な場合は、相応のライセンスを持つ専門家にお問合せください。

